

任意合併協議会が開催されました

第10回協議会が7月7日に開催され、前回の協議会で提案された「協議会で協議を行うもの10項目」、「協議会に報告し承認を受けるもの1項目」合計11項目が協議され、原案どおり承認されました。

これにより、協議会で承認された調整案は1,836項目（71%）となりました。

そして、次回協議会に向けて「協議会で協議を行うもの39項目」、「協議会に報告し承認を受けるもの13項目」合計52項目が提案されました。

市町村合併を 考えよう！

No. 21

第10回任意合併協議会承認項目（抜粋）

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
独居老人等給食サービス事業	佐久市・臼田町が実施していますが、実施内容に違いがあります。 【臼田町の現況】 概要：概ね70歳以上の独り暮らし高齢者、80歳以上の高齢者夫婦世帯、1・2級程度の独り暮らしの障害者等を対象に、ボランティアを活用した栄養バランスの摂れた配食サービスを行うと同時に、安否の確認、健康状態の異常等の早期発見に努め、併せて孤独感の解消を図ります。 個人負担：無 料 委託先：社会福祉協議会 配食ボランティアが調理、配達 実績：平成13年度実績 あいとびあ臼田を主体に実施 配食サービス月2回（基本） 配食数：3,300食 対象者数：146人	合併時、新市社会福祉協議会へ補助事業として実施します。	【目的】 ボランティアを活用し、栄養バランスや季節感等を考慮した調理と訪問配食を行うことにより、安否確認や健康状態の異常等の早期発見を図ります。併せて、孤独感の解消による安心感の充実を図ります。また、ボランティア活動の活性化にもなります。 【対象者】 市内に住所を有する、概ね70歳以上の自分では調理が困難な独り暮らしの虚弱な方、及び80歳以上の虚弱状態にある夫婦世帯若しくは身体障害1・2級程度の独り暮らし障害者。 【実施主体】 新市社会福祉協議会が実施するボランティア、民生委員、JA女性部等を活用した調理と各戸訪問配食の事業に対し補助を実施します。 【利用者負担金】 食材費相当分 【その他】 補助額は新市社会福祉協議会と協議します。
障害者介護用品給付事業	臼田町・浅科村・御代田町で支給していますが、支給方法に違いがあります。 【臼田町の現況】 対象者：身体障害者で紙おむつ等介護用品を使用している方。 給付内容：紙おむつ引換券（10,000円券）（あらかじめ、町が指定した業者において紙おむつと引き換える） 給付時期：4、6、8、10、12月の年5回	合併時、新市において基準を設け、実施します。	在宅の介護用品等を利用している障害者を介護している低所得の家族に対して、紙おむつ等介護用品を給付し、家庭介護者の負担の軽減を図ります。 【対象者】 市内に住所を有する市町村民税非課税世帯に属する方で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を有している65歳未満の方を在宅で介護している介護者。 【給付品の額】 障害の状況を軽度・中度・重度に分け、給付額相当の介護用品を給付します。 状態の区分けは、介護保険制度の要介護認定調査基準を準用し、調査し決定します。 軽度：月額1,000円相当の介護用品 中度：月額3,500円相当の介護用品 重度：月額6,250円相当の介護用品 【障害の基準】 軽度：要支援、要介護1程度 中度：要介護2、要介護3程度 重度：要介護4、要介護5程度 【給付の内容】 介護用品（紙おむつ、尿取りパット、防水シート等） ※あらかじめ市が指定した商品について、入札により業者を選定し、契約により給付します。

調 整 前		調整案	調整案の詳細															
事業名称	問題点																	
奨学資金貸付事業	基金、財源、貸与、貸与対象者、貸与額、償還期間、償還方法、償還の猶予、償還の免除に、市町村間で違いがあります。	合併時、佐久市の例によります。ただし、貸与額、償還期間は調整案の詳細によります。	【基金】 基金の積み立ては、一般会計からの繰入金及び育英事業充実を目的とする寄付金、その他の収入をもって行います。 【財源】 基金及び一般財源とする。 【貸与】 就学の意思と能力がありながら、経済的理由により就学が困難な方に貸与します。 【貸与対象者】 学校教育法第1条及の規定による高等学校、大学及び高等専門学校（ただし、通信制及び通信教育を除く。）に在学する方に貸与します。 【貸与要件】 ・佐久市に生活の本拠を有している方の子弟であること。 ・学業及び資質に優れかつ健康であること。 ・経済的理由により、就学が困難と認められること。 ・日本育英会、その他これに類する団体から学資等の貸与を受けていないこと。 ・授業料が免除されていないこと。 ・親権者に市税等の滞納がないこと。 【貸与期間（月額）】 <table><tr><td></td><td>国公立</td><td>私立</td></tr><tr><td>高校生</td><td>10,000円</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>短大生</td><td>25,000円</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>大学生</td><td>25,000円</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>高専生</td><td>15,000円</td><td></td></tr></table> 【償還期間】 奨学生であった月の翌月から貸与を受けた期間の2倍の期間内。 【償還方法】 月賦・半月賦・年賦・一括償還 【償還の猶予】 進学、疾病、その他正当な理由により償還することが困難であると市長が認めたとき。 【償還の免除】 ・奨学生であった方が死亡したとき。 ・特別の事由があると市長が認めたとき。 ※臼田町の償還免除規定の「卒業後引き続き町内に5年間住所を有したとき」は、合併時廃止します。		国公立	私立	高校生	10,000円	15,000円	短大生	25,000円	35,000円	大学生	25,000円	35,000円	高専生	15,000円	
		国公立	私立															
高校生	10,000円	15,000円																
短大生	25,000円	35,000円																
大学生	25,000円	35,000円																
高専生	15,000円																	
	【臼田町の現況】 貸与：向学心を有しながら経済的理由により就学困難な方の就学の奨励及び通学費等の負担軽減を図ります。 貸与対象者：学校教育法第1条及び第82条2の規定による高等学校、専修学校、大学及び高等専門学校（ただし、通信制及び通信教育学院、通信制及び通信教育を除く。）に在学又は進学する方に貸与します。 貸与要件 ・臼田町に生活の本拠を有している方の子弟であること。 ・学業及び資質に優れかつ健康であること。 ・経済的理由により、就学が困難と認められること。 ・日本育英会、その他これに類する団体から学資等の貸与を受けていないこと。 ・授業料が免除されていないこと。 ・親権者に町税及び使用料等の滞納がないこと。 貸与期間（月額） <table><tr><td>高校生</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>専修学校</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>高専学校</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>短大生</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>大学生</td><td>40,000円</td></tr></table> 償還期間：卒業式の翌月から24月を経過した後、貸与を受けた2倍の期間内。 償還方法：月賦・半年賦の均等払い及び一括償還 償還の猶予 ・特別な理由により、審査会の意見を聞き、町長が必要と認めたとき。 ・卒業後24月に限る。 償還の免除 ・奨学生であった者が死亡したとき。 ・卒業後引き続き町内に5年間住所を有したとき。（猶予の24月は含まない。） ・特別の事由があると町長が認めたとき。	高校生	15,000円	専修学校	30,000円	高専学校	30,000円	短大生	40,000円	大学生	40,000円							
高校生	15,000円																	
専修学校	30,000円																	
高専学校	30,000円																	
短大生	40,000円																	
大学生	40,000円																	

##

佐久市・臼田町・浅科村・御代田町 社会福祉協議会の合併協が設立

—住民参加による地域福祉をより推進するために—

6月30日 4市町村社協 合併協議会設立調印式行われる

六月三十日、佐久市・臼田町・浅科村・御代田町の四市町村社会福祉協議会による「社協合併協議会」の設立調印式が、佐久市野沢会館で執り行われました。

合併協議会の設立に向けての準備を進めてきました。

この調印式では、行政が合併特例法の期限である平成十七年三月末までの合併を目指しているの、四市町村の社会福祉協議会も同じく平成十七年三月末までの合併を目的とし、次の三項目の事項を遵守することを確認の上で、四市町村の社会福祉協議会会長が、行政側の立会いのもとに合意書に調印しました。

◎確認事項

一、新社会福祉協議会の名称について

新社会福祉協議会の名称は、「佐久市社会福祉協議会」とする。

二、合併協議会経費の各社会福祉協議会負担率について

経費の負担率については、均等割五〇割、人口割五〇割とする。

三、合併協議会の参加について

今後、近隣社会福祉協議会より、本合併協議会への参加の申し出があった場合には、速やかに四市町村社会福祉協議会により協議を行い、意旨決定する。

また、調印式終了後、第一回の社協合併協議会が開催されました。

☆社協合併協議会役員

会長 岩崎雅彦 佐久市社協会長
副会長 土屋學 臼田町社協会長
監事 佐藤治郎 浅科村社協会長
監事 土屋清 御代田町社協会長

また、社協合併協議会では、

協議会規約、平成十五年度事業計画、歳入歳出予算などについての協議も行われ、それぞれが原案どおり承認されました。

今後は、社会福祉協議会で取り扱う事務事業のすり合わせや、新社会福祉協議会計画作成などの協議を進めていくことになります。

佐久市・臼田町・浅科村・御代田町 社会福祉協議会 合併協議会調印式



▲前列左から
佐藤浅科村社協会長
岩崎佐久市社協会長
土屋臼田町社協会長
土屋御代田町社協会長